

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定家庭用機器に電気冷凍庫を加えること。

(第一条関係)

第二 再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切である事項を拡充する等所要の改正を行うこと。

(第二条関係)

第三 第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り上げること。

(第三条から第八条関係)

第四 附則

(附則第一条及び第二条関係)

この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う経過措置について定めること。